

砂川市訓令第2号

令和5年1月31日

砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 善岡雅文

( 別 紙 )

## 砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している接待飲食業の事業活動を維持又は継続するための緊急的な支援措置として、家賃及び機器等のリース料（以下「リース料」という。）に相当する額の給付金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 接待飲食業店舗等確保支援給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けることができる者は、接待飲食業店舗（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、日本標準産業分類の小分類に掲げるバー、キャバレー、ナイトクラブを市内で営む店舗をいう。以下「接待飲食店」という。）で、北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しているものとする。

### (支給対象経費)

第3条 給付金の支給対象となる経費は、接待飲食店が令和4年12月分及び令和5年1月分として支払った家賃及びリース料とし、当該リース料は、1契約ごとの契約額（消費税及び地方消費税を除く。）が1月当たり2万円以上であって使用実績に応じて変動しないものとする。

### (給付金の額等)

第4条 給付金の額は、前条の家賃及びリース料を合算した額に相当する額とし、1月当たりの限度額は5万円とする。

2 給付金は、1支給対象者につき1回限りの支給とする。

### (申請受付期間)

第5条 給付金の申請受付期間は、令和5年2月1日から同年2月28日までとする。

### (申請及び支給の方式)

第6条 給付金の支給を受けようとする接待飲食店（以下「申請者」という。）は、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により、次に掲げる書類を添付のうえ、郵送により申請を行うこととする。

- (1) 店舗等の賃貸借契約書の写し又は店舗等不動産物件の賃貸借契約証明書（別記第2号様式）
- (2) 家賃支払いの事実がわかる書類の写し
- (3) リース機器等の契約書の写し
- (4) リース料の支払いの事実がわかる書類の写し

(5) 砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第3号様式）

(6) 給付金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

2 市による支給は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込むこととする。

（支給の決定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給と決定したときは、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金支給決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知のうえ給付金を支給するものとし、不支給と決定したときは、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金不支給決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給等に関する周知）

第8条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により中小企業者への周知を行う。

（支給決定の取消し等）

第9条 市長は、給付金の支給決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給した給付金があるときは、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給決定を受けたとき。

(2) その他支給することが不相当と認められる事由が生じたとき。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の申請を行った者に係る同条第2項及び第9条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

別記第1号様式（第6条関係）

砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金申請書

年 月 日

砂川市長様

郵便番号 千 一

事業所所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号

砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金の支給を受けたいので、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(	家賃額	円/月 × 月
		円/月 × 月
	リース機器等契約額	円/月 × 月
		円/月 × 月
)		

2 添付書類

- (1) 店舗等の賃貸借契約書の写し又は店舗等不動産物件の賃貸借契約証明書（別記第2号様式）
- (2) 家賃支払いの事実がわかる書類の写し
- (3) リース機器等の契約書の写し
- (4) リース料の支払いの事実がわかる書類の写し
- (5) 砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第3号様式）
- (6) 給付金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

別記第2号様式（第6条関係）

店舗等不動産物件の賃貸借契約証明書

年 月 日

砂 川 市 長 様

賃 貸 人 又 は 管 理 者	屋号又は事業所名及び代表者氏名（自署又は記名押印）
	住所（〒      —      ）
	電話番号                      —                      —

砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金の支給対象者について、下記のとおり店舗等物件の賃貸借契約があることを証明します。

記

1 給付金の支給対象者

支給対象者氏名 （賃借人氏名）	
賃借人の住所	（〒      —      ）

2 賃貸借契約中の所在地等

所 在 地	
賃 料 （ 月 額 ）	円
賃 貸 借 契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

別記第3号様式（第6条関係）

砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書

私は、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金の申請に当たり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 2 給付金の支給後、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金実施要綱第9条の規定により、対象条件に該当しなくなった場合は、支給を受けた給付金を返還することを承諾します。

年 月 日

所在地

代表者氏名（自署又は記名押印）

別記第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

砂川市長

砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金については、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 支給決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込予定日 年 月 日（ ）

別記第5号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

砂川市長

砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金については、砂川市接待飲食業店舗等確保支援給付金事業実施要綱第7条の規定に基づき審査した結果、次の理由により不支給となりましたので通知します。

不支給の理由